

小規模森林整備補助金

～森林整備のための補助金を交付します～

令和6年4月1日～受付開始

🌳 交付の条件 🌳

- ・申請者は市内で森林を所有する個人であること。
- ・施業地は1ヘクタール未満の静岡県地域森林計画に指定された市内の森林であること。
- ・補助金交付後も5年間、森林として整備する土地であること。
- ・施業者は市で指定した事業者であること。
(静岡県の育成経営体に登録された市内事業者であること)
- ・過去5年以内に国や県の補助等による森林整備事業を実施していない森林であること。

🌳 補助金の額 🌳

- ・小規模森林事業に要する経費の2分の1
(対象の小規模森林が道路及び河川に接している場合は経費の3分の2とする)
- ・上限50万円

🌳 交付の流れ 🌳



※事前相談の際、施業予定の森林の地番の分かるものをご用意ください。

- ・登記簿
- ・本人確認ができるもの（免許証等）

※予算が上限に達し次第、受付を終了します。

